

# 定 款

特定非営利活動法人くるめ水の祭典ガマダス

設立申請 2002年9月25日

認証受理 2003年1月8日

2014年4月16日 定款一部変更

2018年4月11日 定款一部変更



E-Mail★gamadas@kurume-matsuri.info URL★<http://kurume-matsuri.info/>

# 特定非営利活動法人くるめ水の祭典ガマダス定款

## 第1章 総則

### [名称]

第1条 この法人は、特定非営利活動法人くるめ水の祭典ガマダスという。

### [事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市城南町15番地5に置く。

## 第2章 目的及び事業

### [目的]

第3条 この法人は、広く一般市民に対し、くるめ水の祭典などの祭りやイベント等の事業を行い、或いはそれらの事業を支援し、まちづくりの推進や地域の活性化に寄与すること、及び子どもたちに対しては、地域の文化の継承を促し、その発展を促進する活動を行い、21世紀の地域社会を担う人材の育成を通して、子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。

### [特定非営利活動の種類]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### [事業]

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域の活性化及び伝統文化の継承・発展を促進するイベント等に携わる人材を育成する事業
- (2) 地域の活性化及び伝統文化の継承・発展を促進するイベントの開催及びそれらを支援する事業
- (3) 子どもの健全育成を図る団体を支援する事業
- (4) 文化・芸術の振興を図る団体を支援する事業
- (5) まつりやイベント等に関する情報の発信と収集及び地域のネットワークづくりのために行うインターネット事業

## 第3章 会員

### [種別]

第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同し、行う事業の遂行を援助又は支援する個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、行う事業に助言又は協力を行う個人及び団体

### [入会]

第7条 正会員は、この法人の目的に賛同し、行う事業を遂行する個人及び団体で、年間を通し活動に携わることが出来、次の手続きを完了したものとする。

- (1) 正会員として入会しようとする個人及び団体は、この法人が別に定める入会申込書により、次条に規定する入会金を添えて、理事長あてに申し込むものとする。
- (2) 理事長は、前号の申し込みがあった時、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- (3) 正会員の申し込みを受け付けた理事長は、その入会を認めないとときは、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2 贊助会員は、この法人の目的に賛同する個人及び団体で、次の手続きを完了したものとする。

- (1) 贊助会員として入会しようとする個人又は団体は、この法人が別に定める入会申込書により、次条

に規定する会費を添えて、理事長あてに申し込むものとする。

( 2 ) 理事長は、前号の申し込みがあった時、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

( 3 ) 賛助会員の申し込みを受け付けた理事長は、その入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知し、会費を返還しなければならない。

3 特別会員は、この法人の目的に賛同する個人及び団体で、次の手続きを完了したもの。

( 1 ) 特別会員は、この法人の理事会が推薦する個人及び団体で、この法人が別に定める入会承諾書により、理事長あてに入会の意志を示すものとする。

( 2 ) 理事長は、前号の入会の申し出があった時、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

( 3 ) 特別会員の入会の申し出を受け付けた理事長は、その入会を認めないとときは、理事会の議決を経、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### [ 入会金及び会費 ]

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### [ 会員の資格喪失 ]

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

( 1 ) 退会届を提出したとき。

( 2 ) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

( 3 ) 継続して一年を超えて会費を滞納したとき。

( 4 ) 除名されたとき。

2 賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

( 1 ) 退会届を提出したとき。

( 2 ) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

( 3 ) 継続して一年を超えて会費を滞納したとき。

( 4 ) 除名されたとき。

3 特別会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

( 1 ) 退会届を提出したとき。

( 2 ) 本人が死亡し、又は特別会員である団体が消滅したとき。

( 3 ) 除名されたとき。

#### [ 退会 ]

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事が出来る。

#### [ 除名 ]

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名する事ができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) 法又はこの定款等に違反したとき。

( 2 ) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### [ 捨出金品の不返還 ]

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### [ 種別及び定数 ]

第13条 この法人に次の役員を置く。

( 1 ) 理事 5名以上

( 2 ) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### [ 選任等 ]

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 副理事長は、理事長が選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### [職務]

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは又は、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### [任期等]

第16条 役員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

2 補充のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### [欠員補充]

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

#### [解任]

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### [報酬等]

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。

3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### [職員]

第20条 この法人に事務員その他の職員を置くことが出来る。

2 職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### [種別]

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

#### [構成]

第22条 総会は正会員をもって構成する。

[ 権能 ]

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- ( 1 ) 定款の変更
- ( 2 ) 解散
- ( 3 ) 合併
- ( 4 ) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- ( 5 ) 事業報告及び活動決算
- ( 6 ) 役員の選任又は解任と、その職務及び報酬
- ( 7 ) 入会金及び会費の額
- ( 8 ) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
- ( 9 ) 事務局の組織及び運営
- ( 10 ) その他運営に関する重要事項

[ 開催 ]

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ( 1 ) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ( 2 ) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- ( 3 ) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

[ 招集 ]

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

[ 議長 ]

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

[ 定足数 ]

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

[ 議決 ]

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

[ 表決権等 ]

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

### [議事録]

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあたっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二名以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### [構成]

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### [権能]

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### [開催]

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### [招集]

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### [議長]

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### [議決]

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### [表決権等]

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をも

って表決することが出来る。

3 前項に規定により表決した理事は、次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

#### [議事録]

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合にあたっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二名以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### [資産の構成]

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

#### [資産の管理]

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

#### [会計の原則]

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### [事業計画及び予算]

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

#### [暫定予算]

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用と見なす。

#### [予備費の設定及び使用]

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### [予算の追加及び更正]

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

#### [事業報告及び決算]

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年の事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

[ 事業年度 ]

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

[ 臨機の措置 ]

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

[ 定款の変更 ]

第49条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものと除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

[ 解散 ]

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

[ 残余財産の帰属 ]

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、久留米市に譲渡するものとする。

[ 合併 ]

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

[ 公告の方法 ]

第53条 この法人の公告は、官報に掲載するとともに、この法人のホームページにも掲載しインターネット上で行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雜則

### [細則]

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者らとする。

理事長 福田 有史

副理事長 米替 誓志

理事 内藤たか子

理事 今村 好典

理事 光延 敏郎

理事 土居 豊彦

監事 永松雄一郎

監事 有馬 龍二

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 設立当初の正会員の入会金は1000円、設立当初の正会員の会費は、年額2000円

(2) 設立当初の賛助会員の年会費は、一口5000円